

高知県優良建設工事施工者表彰実施要領等の改正点

○改正点

実施要領 第5 表彰の種類等

改正内容：（改正前）全体受賞件数25件程度 ⇒ （改正後）30件程度

（改正前）知事賞 5 件程度 ⇒ （改正後）10件程度

実施要領 第4 表彰への応募

改正内容：（1）企業の応募要件 ② ア

（改正前）企業（構成員）が処分等を受けたとき。

（改正後）企業（構成員）が処分等を受けたとき、又は処分等の要件に合致することが明らかとなった場合。

実施要領 別紙（第4 (1)③の関係）

改正内容：応募条件に関すること（工種区分、工種内容）

（改定前）全て同じもの。

（改正後）主たる工種区分、主たる工種内容が同じもの。

応募書類（1 から 7）について【電子・紙媒体についての記載】

改正内容：応募書類（1 ～ 7）の保存形式の変更

（改正前）電子媒体での提出（4 P R 文）P D F ファイル

（改正後）P D F ファイル及びオリジナルファイル

応募添付書類 3－2 号様式（P R 文）

改正内容：審査項目の併記を可とする。

（改正前）課題は、1 審査項目 1 課題最大 3 つまで

（改正後）課題は、最大 3 つまでとし、複数の審査項目を記載できる、